



プラスチックごみの分別区分

ルールを守って、みんなでリサイクル！

分別のお願い

- ①商品の容器包装(商品を入れてある容器や包んでいる包装)  マークが付いているものがプラスチックごみの分別対象となります。
- ②トレーなど汚れのついたものは、軽く水洗いをして、水を切ってから指定袋に入れてください。
- ③プラスチックごみは、レジ袋や買物袋に入れず、そのまま直接指定袋に入れてください。
- ④プラスチック製品で容器包装でないものは、プラスチックごみでは 出せません。
- ⑤生ごみ(生もの)や使い捨てライターなどは絶対に入れないでください。

プラスチックごみに出せるもの		プラスチックごみに出せないもの		
 袋や容器にプラマークがついているもの		プラスチック製品でプラマークがついてないもの		
ポリ袋	<ul style="list-style-type: none"> ●野菜・そば・お菓子・パン・インスタント・冷凍食品などの袋 ●あめ・お菓子(箱)などの包み袋 ●カップめんの包み袋 ●スーパーのレジ袋 ●薬品・化粧品などの袋 ●衣料品・トイレトペーパーなどの袋 	プラスチック製品でプラマークがついてないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●カード ●テープ類 ●ストロー ●ビニールひも ●結束バンド ●バラ(弁当の緑の飾り) ●スプーン ●フォーク ●くし ●ブラシ ●コップ ●歯ブラシ ●写真フィルム ●窓付き封筒 ●冷凍保存パック 	(燃やせるごみ)
トレイ類	<ul style="list-style-type: none"> ●肉・魚・野菜・惣菜・珍味・菓子などのトレイ 			
パック・カップ類	<ul style="list-style-type: none"> ●豆腐・海苔・お菓子などのパック ●果物・ハムなどのパック ●一口ゼリー・カレールーなどのパック ●たまごケース ●薬・化粧品・日用品(石鹸など)のケース ●プリン・ヨーグルト・アイスクリーム・インスタント食品などの容器 ●カップめん・弁当・惣菜などの容器 	プラスチック製品でプラマークがついてないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●電動式おもちゃ ●カセットテープ ●ビデオテープ ●時計 ●電気ポット ●電卓 ●髭剃り ●ドライヤー ●電話機 ●傘 	(燃やせるごみ)
ボトル・チューブ類	<ul style="list-style-type: none"> ●たれ・つゆ・ドレッシング・みりん・料理酒などのボトル ●乳酸菌飲料のボトル ●うがい薬・目薬・飲み薬などのボトル ●キャラクターシャンプーのボトル ●乳液・シャンプー・リンス・化粧水・クリームなどのボトル ●洗剤・漂白剤・ウオッシャー液などのボトル 			
ネット類	<ul style="list-style-type: none"> ●みかん・たまねぎなどのネット 	プラスチック製品でプラマークがついてないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●マヨネーズ・ケチャップ ●練りわさびなどのチューブ ●生鮮食品に使われたラップ ●マーガリンの容器 ●ソースのボトル ●洗剤の詰替袋 ●納豆・味噌・レトルト食品などのパック ●歯磨き粉・靴墨・白髪染めなどのチューブ 	(燃やせるごみ)
緩衝材(かんじょうざい)	<ul style="list-style-type: none"> ●果物などを包んだ発泡スチロール ●家電製品などを保護した発泡スチロール 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットボトルのラベル・キャップ ●入浴剤のフタ ●チューブ・洗剤などのキャップ 	プラスチック製品でプラマークがついてないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●マヨネーズ・ケチャップ ●練りわさびなどのチューブ ●生鮮食品に使われたラップ ●マーガリンの容器 ●ソースのボトル ●洗剤の詰替袋 ●納豆・味噌・レトルト食品などのパック ●歯磨き粉・靴墨・白髪染めなどのチューブ 	(燃やせるごみ)

○迷ったときは、お気軽にお問合せください。 建設課環境衛生係 (Tel52-2179)